明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務二〇三）　一
〔官庁報告〕
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　六
介護福祉士試験委員の公告（同）　一〇
平成三十年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　一二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三元
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　三元
会社その他
会社決算公告

告示

○法務省告示第二百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子